

令和 8 年 4 月 定例農業委員会議事録

1 開催日時及び場所

開催日時 令和 8 年 4 月 7 日(火) 午後 2 時 00 分から午後 2 時 30 分
場 所 市役所4階 庁議室

2 委員

(1)農業委員会委員総数 13 名

(2)農業委員会委員の出席 12 名

赤坂 雄司 大和屋 君子 家次 幸雄 南河 武 藤原 定嗣 町谷 敏一
南 昇一 石垣 一郎 射手矢 豊光 勝間 富士男 川野 博信 北庄司 博文

(3)農業委員会委員の欠席 1 名

戸野 武彦

(4)農地利用最適化推進委員総数 7 名

(5)農地利用最適化推進委員の出席 6 名

阪本 寿和 野出 良之 藤本 明彦 重里 文男 道幸 誠一 奥 和弥

(6)農地利用最適化推進委員の欠席 1 名

立石 義信

3 議事説明員

局長 田中 準二 次長 山本 建志 係長 井上 亮 主任 高橋 吉郎

4 議案

報告 第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出(所有権移転)について

報告 第 2 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について

議案 第 1 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について

可決

議案 第 2 号 農用地利用集積等促進計画の要請について

可決

議 長

まず、4 月の定例農業委員会を開催させていただく前に、4月1日付で、庁内の人事異動の発令があり、農業委員会事務局でも異動がありましたので、事務局より皆様にご報告申し上げます。

事務局

まず、前任の事務局長の新谷が、4月1日付で危機管理室長となり、新しく事務局長として、健康福祉部より田中が4月1日より後任として着任しております。

また、事務局次長の服部が、4月1日付で広域福祉課に異動となり、後任として、教育総務課より山本が着任しております。

それでは本日参加されています転入者と転出者の方々からおひとりずつ、ひとことごあいさつをお願いいたします。では、よろしく願いいたします。

議 長

それでは、只今より、4月の定例農業委員会を開会させていただきます。農業委員定数13名中、出席委員12名、推進委員7名中出席委員6名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立しております。議事に先立ち、本会議の議事録署名委員2名を私より指名することについて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議がないようですので、2番大和屋委員、3番家次委員のご両名にお願いします。それでは、本日の議事日程を事務局よりお願いします。

事務局 議事日程を読み上げ

議 長

では、日程第1 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用の届出(所有権移転)について事務局より報告をお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

赤坂委員

番号2 譲渡人の●●● ●●●のさかは、「こざとへん」ですよ。

事務局 失礼しました。すいません。訂正をお願いします。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。続いて 日程第2 報告第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について事務局より報告をお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

議長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について 事務局より説明をお願いします。

なお、番号1は●●●委員に関係する案件ですので、規定により、議事には参加できません。よって、南委員には退出いただきます。この議案については、2回に分けて審議します。番号 1 を審議し、続いて番号2、3、4を一括で進めたいと思います。

南委員退出

事務局

議案 第 1 号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、耕作目的で所有権を移転する次の申請について、適当と認め許可してよろしいか。

番号 1

所在： 上之郷、 地番：●●●番地

登記は田、 現況 田、 面積は 1,239 m²

譲受人： 上之郷●●●番地の● ●●● ●●●

譲渡人： 上之郷●●●番地 ●●● ●●●

議案書番号 1 の位置については 別紙議案資料 1.2 ページをご覧ください。

申請農地は、1 筆 1,239 m²あり、譲受人は以前からミニトマトを生産しており、取得後もミニトマト栽培する予定です。譲受人の耕作面積は、現在、1,100 m²です。

申請地から譲受人の通作距離は 0.8km、自動車で 4 分、農作業歴は主に本人が 10 年、年間
従事日数は 250 日です。本人以外に農業従事者は 2 名で、30 年ほど農業経営を行っています
農機具はトラクター1台、動噴1台を所有しており、取得後も引き続き農業経営を行う予定です。

農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。本件について、ご審議賜りますようお願いいたします。

議長

ただいまの件について、ご質疑並びにご意見はございませんか。
(なしの声あり)

議長

南委員に入ってもらってください。

事務局

それでは番号 2、3、4 について説明します。

番号 2

所在：長滝、地番：●●●番地

登記は畑、現況畑、面積は●●●㎡

譲受人：長滝●●●番地 ●●● ●●●

譲渡人：長滝●●●番地 ●●● ●●●

議案書番号2の位置については 別紙議案資料 3.4 ページをご覧ください。

申請農地は 1 筆、現在は耕作地となっております。譲受人の耕作面積は、現在 18457.25 ㎡
です。取得後の面積は、19448.25 ㎡です。ブロッコリーを作付け予定です。

申請地から譲受人の通作距離は 0.75km、自動車で 5 分、農作業歴は主に本人が 21 年、
年間従事日数は 300 日です。本人以外に農業従事者は4名で、15～50 年ほど農業経営を行っ
ています。農機具はトラクター3台、田植機1台、コンバイン1台を所有しており、取得後も引き続
き農業経営を行う予定です。

番号 3

所在：上之郷、地番：●●●番1●●

登記は畑、現況畑、面積は●●●m²

譲受人：上之郷●●●番地 ●●● ●●●

譲渡人：上之郷●●●番地の●● ●●● ●●●

議案書番号 3 の位置については 別紙議案資料 5.6 ページをご覧ください。

申請農地は 1 筆、のり面部分です。譲受人の耕作面積は、現在 3111 m²です。取得後の面積は 3204 m²です。^{あわ}粟、びしゃごを作付けしています。

申請地から譲受人の通作距離は 0.5km、自動車で 5 分、農作業歴は主に本人が 50 年、年間従事日数は 300 日です。本人以外に農業従事者は 2 名で農業経営を行っています。農機具はトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、耕耘機1台、噴霧器 1 台を所有しており、取得後も引き続き農業経営を行う予定です。

番号 4

所在：上瓦屋、地番：●●●番、●●●番、●●●番

登記は田、現況田、面積は●●●m²、●●●m²、●●●m²

譲受人：上瓦屋●●●番地 ●●● ●●●

譲渡人：上瓦屋●●●番地 ●●● ●●● 中庄●●●-●●● ●●● ●●●

議案書番号 4 の位置については 別紙議案資料 7.8 ページをご覧ください。

申請農地は 3 筆。譲受人の耕作面積は、現在 0 m²です。取得後の面積は 2703 m²です。野菜を作付け予定しています。申請地から譲受人の通作距離は 1km、自動車で 5 分、農作業歴は主に本人が 45 年、年間従事日数は 300 日です。本人以外に農業従事者は 1 名で、15 年ほど農業経営を行っています。農機具はトラクター1台、耕耘機1台を所有しており、取得後も引き続き農業経営を行う予定です。

譲受人と夫は以前農作業に従事しておりましたが、一時期農業から離れている期間がありました。今後は夫婦二人で農作業を行っていく予定です。また地元の川野農業委員も以前から二人を知っており引き続き農業経営を行っていくことに問題ないことを確認済みです。

農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。本件について、ご審議賜りますようお願いいたします。

議 長

ただいまの件について、ご質疑並びにご意見はございませんか。
(なしの声あり)

議 長

ないようですので、適当と認め、許可することに決定いたします。続いて、日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画の要請について を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請してよろしいか。

今回、対象案件は 1 件です。

大阪府みどり公社とは事前協議が行われたので、農業委員会で審議を行い、大阪府みどり公社に要請いたします。

議案第 2 号の位置については 別紙議案資料 9 ページをご覧ください。

番号 1

設定人 伊丹市東野●丁目●●●番地●● ●●● ●●●

被設定人 泉佐野市上之郷●●●番地の●●● ●●● ●●●

設定する土地は 上之郷●●●●番、●●●番

地目は全て田です。面積●●●m²、●●●m²

期間は R8 年 6 月1日～R13 年 5 月31 日で期間は 5 年です。使用貸借権です。

議 長

ただいまの件について、ご質疑並びにご意見はございませんか。
(なしの声あり)

議 長

意見がないようですので、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。

議 長

本日の議案審議、すべて終了いたしました。これをもちまして、4月定例農業委員会を閉会します。それでは、事務局からの連絡事項をお願いします。

議事録署名人 令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日
